

# 長崎県人権教育・啓発基本計画

第 3 次 改 訂 版

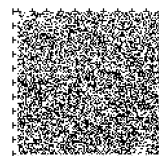
温もりと心の豊かさが実感できる  
人権尊重社会の実現をめざして

「人権」とは

すべての人が生まれながらに持っている  
人間らしく生きていくために必要な  
誰からも侵されることのない基本的な権利 です

この冊子の表紙から7ページまで、音声コード(奇数ページ左下、偶数ページ右下)が印刷されています。  
スマホ用音声コードリーダーアプリ(Uni-Voice Blind)で音声情報を聞くことができます。

令和4年3月



# 1 基本計画の性格

- ① 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づく、人権教育・啓発の推進にかかる本県の施策、さらに「長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025」の基本理念を踏まえた人権教育・啓発の基本方針と具体的施策の方向を示すものです。
- ② 人権教育の充実、重要課題の設定、特定職業従事者に対する人権研修の強化、啓発の推進などを継承・発展させます。
- ③ 県のような施策における諸計画に対して、人権教育・啓発に関する基本計画とするものです。
- ④ 市町をはじめ、県内の公的団体、マスメディア、企業、民間団体における指針となります。

# 2 計画の目標と基本方針

## (1) 計画の目標

「温もりと心の豊かさが実感できる人権尊重社会の実現」

県民一人ひとりの基本的人権が尊重され、個人の個性と能力が十分に発揮できるとともに、人権が共存し、ゆとりや楽しさが感じられる「温もりと心の豊かさが実感できる人権尊重社会の実現」を目標とします。

## (2) 基本方針

県民一人ひとりが自らの課題として、生涯にわたって人権について学ぶことができるよう効果的な人権教育・啓発を推進します。

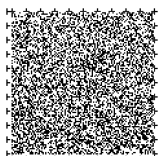
- ① 国、市町、民間団体、企業等と連携協力し、学校や家庭、職場、地域社会等あらゆる場や機会をとらえて人権教育・啓発を推進します。
- ② 生涯学習の視点に立って、幼児期からの発達段階に応じた人権教育・啓発を推進します。その際、学校教育と社会教育とが相互に連携し、人権を単に知識として学ぶだけでなく、日常生活において態度や行動に現れるような人権感覚の涵養に努めます。
- ③ 各人権課題に対する取組については、それらに関する知識や理解を深め、さらには、問題の解決に向けた実践的な態度を一人ひとりが培っていくような人権教育・啓発を推進します。
- ④ 県民一人ひとりの人権の尊重の実現に深い関わりを持つ公務員、教職員、警察官、消防職員、医療関係者、福祉保健関係者、マスメディア関係者等に対する人権研修を推進します。

# 3 人権教育・啓発の推進

## (1) あらゆる場における教育・啓発

人権感覚を磨き、日常生活の中で態度や行動に現すことができるよう、学校、家庭、地域社会、職場等のあらゆる場や機会において、人権教育・啓発を推進します。

- 【学 校】
- ◎子ども一人ひとりを大切にする学校教育の推進
  - ◎学校教育活動全体を通じた人権教育の推進
  - ◎同和教育の成果を生かした人権教育の推進
  - ◎子どもの発達段階に応じた人権教育の推進
  - ◎研究指定校と啓発資料の作成、配布等
  - ◎教職員研修の計画的な実践
  - ◎家庭・地域社会との連携



- 【家 庭】 ◎家庭教育力の向上を目的とした家庭・子育て支援事業の推進
  - ◎地域総がかりでの家庭教育相談体制の整備・充実
  - ◎ひとり親家庭の支援のための研修会などの充実
  - ◎家庭、地域社会の教育力向上のための社会教育関係団体等での人権学習支援
- 【地域社会】 ◎地域が抱える課題や実態を踏まえた研修及び参加しやすい研修方法や学習機会の提供による人権教育・啓発活動の充実
  - ◎社会教育関係者の質的向上をめざした研修会等の実施
  - ◎地域で活動する指導者の養成を目的とした専門的講座の充実
  - ◎人権教育の有効な手法とされる参加体験型学習の進め方や留意点について、指導者への一層の周知と支援
- 【企 業 等】 ◎人事・労務責任者等への研修などによる企業等内での人権教育・啓発活動に取り組む体制の推進
  - ◎企業等の自主的な研修等の取組への支援
  - ◎職場における男女の均等な扱いや女性の活躍を推進するための経営者等の意識改革や社会の気運醸成の促進
  - ◎経営者団体等構成員に対する研修・啓発の要請

## (2) 特定職業従事者に対する人権研修の推進

公務員や教職員、警察官、消防職員、メディア・報道関係者などの人権に関わりの深い特定職業従事者への研修の実施や研修要請を行います。

## (3) 推進環境の整備

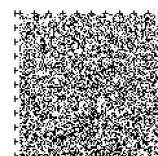
各市町における人権施策推進への支援や、より効果的にするための学習プログラム、教材の開発などに取り組むとともに、「長崎県人権教育啓発センター」を人権教育・啓発活動の拠点とし、一層の環境整備に努めます。

- ◎ネットワークの構築
- ◎人材の育成
- ◎学習プログラムと教材の開発と活用
- ◎情報提供システムの充実
- ◎市町の実態に応じた教育・啓発の推進

## (4) 相談・支援体制の整備

相談機能の整備・充実及び教育・研修や交流・連携活動等の支援に努めます。

数値目標名称	基準値（年度）	目標値（年度）
人権意識を持って生活していると思う人の割合	78.7%（R2）	84%（R7）
人権・同和教育指導者登録者のうち活動者の割合	63.9%（R1）	70%（R7）
人権・同和教育の校内研修実施校（小・中学校）の割合	100%（H29）	100%（R5）
人権・同和教育の校内研修実施校（高校）の割合	100%（H29）	100%（R5）
いじめの解消率（小・中・高等学校）	89.3%（H29）	100%（R5）
学校内または学校外の専門的な指導や相談を受けた不登校児童生徒の割合	85.3%（H30）	90%（R7）



## 4 重要課題別の施策の推進

### 女性の人権

男女共同参画社会づくり及び女性の活躍推進について、特に女性の人権が尊重される社会づくりの視点からの取組を推進します。

なお、DV（ドメスティック・バイオレンス：配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振られる暴力）については、DVの防止と被害者の保護を図るため、各種の施策を推進します。

- ① 男女共同参画社会の実現に向けた啓発・普及の推進
- ② 政策・方針決定過程への女性の参画拡大
- ③ 雇用における女性の人権尊重
- ④ 女性等に対するあらゆる暴力の根絶

数値目標名称	基準値（年度）	目標値（年度）
20～59歳のうち、家庭生活において男女が家事や育児等を協力して行っていると思う人の割合	42.4%（R1）	47.5%（R7）
「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」との考え方に反対の人の割合	47.6%（R2）	59.8%（R7）
県の審議会等委員への女性の登用率	37.3%（R1）	40～60%（R7）
ステップハウス*1での支援を希望する世帯への対応比率	100%（R1）	100%（R7）

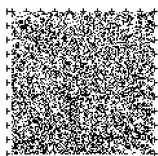
\*1 ステップハウス：一時保護所退所者等で自立が困難な方が地域社会で自立した生活を送ることができるまでの間、支援を受けながら入所する施設

### 子どもの人権

子どもが夢と希望を持って健やかに成長できる環境を整備し、安心して子どもを育てることができ、社会の実現をめざすとともに、子どもの人権を守り、育てるための取組を推進します。

- ① 子どもの意見表明・参加が尊重される社会づくりの推進
- ② 地域全体で取り組む子育ての支援と支援サービスの充実
- ③ 子どもの健やかな成長のための教育環境の整備
- ④ 支援が必要な子どものための教育相談体制の整備
- ⑤ 子どもの貧困対策の推進

数値目標名称	基準値（年度）	目標値（年度）
ココロねっこ運動登録団体数（累計）	5,953人（H30）	6,303人（R7）
保育所等待機児童数	70人（R1）	0人（R7）
県事業によるひとり親家庭の就職者数	59人（R1）	100人（R7）
児童養護施設に入所する子どもの大学等進学率	38.3%（R1）	45%（R7）
児童虐待防止対策を担う市町職員の資質向上のための研修受講者数	25人（H30・R1平均）	26人（R7）
携帯電話所持の児童・生徒のフィルタリング利用率	63%（R1）	80%（R7）



## 高齢者の人権

「地域みんなが支え合い、高齢者がいきいきと輝く長崎県づくり」に則って、「地域包括ケアシステムの深化」をめざし、取組を推進します。

- ① 社会参加の促進
- ② 介護予防・健康づくりの推進（健康寿命の延伸）
- ③ 認知症施策の推進
- ④ 地域包括ケアシステムの構築・充実
- ⑤ 介護人材の育成・確保（介護人材育成・確保プログラム）

数値目標名称	基準値（年度）	目標値（年度）
地域包括ケアシステムの構築割合	85%（R1）	100%（R7）
認知サポーター、キャラバンメイト数（累計）	142,314人（R1）	233,600人（R7）
消費者安全確保地域協議会の設置市町数	8市町（R1）	21市町（R7）

## 障害のある人の人権

障害の有無に関わらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会の実現をめざすとともに、障害のある人への差別の禁止及び障害のある人が日常生活や社会生活を営む上で制約となっている社会的障壁の解消に向けた取組を推進します。

- ① 啓発・広報等の推進
- ② 障害を理由とする差別の解消の推進
- ③ 建物や交通機関等及び文化・情報などのバリアフリー化の推進  
（物理的バリアフリー及び文化・情報のバリアフリーの推進）
- ④ 就労支援等による自立支援の推進
- ⑤ 特別支援教育等の推進

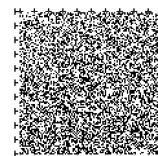
数値目標名称	基準値（年度）	目標値（年度）
相談のあった差別事案のうち、解決に至った事案の割合	100%（R2）	100%（R7）
障害福祉サービス事業所で福祉的就労をしている障害者の平均工賃月額	17,664円（R1）	21,700円（R7）
障害者面接会就職者数	0人（R2）	50人（毎年度）
公立の幼・小・中・高等学校における個別の教育支援計画の作成率	93.6%（R1）	90%以上を維持（R7）

## 部落差別（同和問題）

部落差別（同和問題）の解消を人権問題の重要な柱としてとらえ、県民や企業等に対する教育・啓発、学校や地域社会などにおける人権・同和教育を積極的に推進します。

- ① 部落差別（同和問題）の解消に対する正しい理解と認識を深めるための啓発等の推進
- ② インターネット上の部落差別表現への対応
- ③ 学校や社会教育における人権・同和教育の推進

数値目標名称	基準値（年度）	目標値（年度）
意識調査における部落差別の意識がないと思う人の割合	33.8%（R2）	40%（R7）



## 外国人の人権

国際交流や国際協力の拡大並びに外国の人々と共に暮らす地域づくりをめざして、県内市町とも連携・協力の上、取組を推進します。

- ① 国際理解を促進するための交流や教育の推進
- ② 外国人が暮らしやすい環境づくりの推進

数値目標名称	基準値（年度）	目標値（年度）
県民等が参加した多文化共生関係事業の開催件数	13回（H30）	21回（R7）

## HIV感染者・ハンセン病回復者等の人権

### 〈HIV感染者等〉

HIV（ヒト免疫不全ウイルス）感染症は身近な問題であるとの理解を深めることや、HIV感染者等の人権を尊重し、偏見や差別を解消していくこと、また、HIV感染の早期発見は、個人においては早期治療、社会においては感染拡大防止に結びつくといった観点からの取組を推進します。

- ① 偏見や差別を解消するための普及・啓発活動の推進
- ② 相談・支援体制の充実

### 〈ハンセン病回復者等〉

ハンセン病回復者及びその家族等に対する偏見や差別をなくしていくためには、県民一人ひとりがハンセン病に対する正しい知識を学び、理解を深めることが何よりも重要で、そのための取組を推進します。

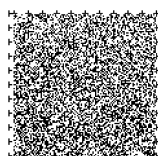
- ① 偏見や差別を解消するための普及啓発活動の推進
- ② 相談・支援や里帰り事業等福祉事業の推進

### 〈新型コロナウイルス感染症患者等〉

新型コロナウイルス感染症や類似の感染症に起因する不当な差別的取扱いや名誉、信用を毀損する行為など権利利益を侵害する行為を防止するための取組を推進します。

- ① 感染症に関する情報収集・提供
- ② 差別的取扱い等にかかる実態把握、啓発、相談支援

数値目標名称	基準値（年度）	目標値（年度）
エイズカウンセラー相談実施件数	11件（R2）	12件（毎年度）
専門医を講師としたHIVも含めた性に関する研修会への教職員参加人数	248人（R2）	250人（毎年度）
ハンセン病療養所入所者作品展の来場者数	1,164人（R1）	1,000人（毎年度）



## 犯罪被害者等の人権

犯罪被害者等の立場を理解し、人権を擁護していくためには、関係機関相互の連携とともに、何よりも県民の理解と協力が求められています。「犯罪被害者等に対する問題を社会全体で考え、共に支え合い、誰もが安全に安心して暮らすことができる社会の実現」をめざして、取組を推進します。

- ① 県民の理解増進のための広報・啓発
- ② 関係機関・団体等との連携・協力

数値目標名称	基準値（年度）	目標値（年度）
犯罪被害者等支援に関する広報・意識啓発活動の対象者数	74,400人（R1）	75,000人以上（毎年度）

## インターネットによる人権侵害

関係機関との連携による対応や、利用に関するルール等への理解を深める方策の実施と個人情報保護についての取組を推進します。

- ① 関係機関と連携した対策の実施
- ② 利用に際してのルール等の教育・啓発
- ③ 個人情報保護についての意識向上と啓発活動の推進

数値目標名称	基準値（年度）	目標値（年度）
【「子どもの人権」からの再掲】 携帯電話所持の児童・生徒のフィルタリング利用率	63%（R1）	80%（R7）

## 性的少数者の人権

性的少数者に対する偏見・差別等が当事者を苦しめており、周囲の一人ひとりが性の多様性について正しい理解や認識を深めることが重要であることから、そのための取組を推進します。

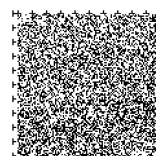
- ① 県民・企業等に対する取組
- ② 学校における取組

数値目標名称	基準値（年度）	目標値（年度）
性の多様性に関する研修等参加者のうち、理解し行動意欲を示した人の割合	－（－）	90%（R7）

## その他の人権問題

- 原爆被爆者 ●災害時における人権尊重 ●アイヌの人々
- 刑を終えて出所した人 ●北朝鮮当局による拉致問題 など

人権尊重社会を実現していくために、あらゆる場・あらゆる機会を通じて人権教育・啓発の取組を推進します。



# 5 計画の推進体制

## (1) 県の推進体制

- ① 本計画に基づく人権教育・啓発の取組を、全庁的な体制で総合的・計画的に推進するための組織「長崎県人権教育・啓発推進会議」により、適切な進行管理を図ります。
- ② 主な施策については、数値目標を設定し、効果的な事業の進捗を図ります。

## (2) 国、市町との連携

- ① 国の取組とも連携を図りながら、人権教育・啓発施策を推進します。
- ② 市町に対する情報提供、策定された基本計画（指針）に基づく具体的な教育・啓発活動等の推進などの支援を行うとともに、十分な連携を図りながら取組を推進します。
- ③ 国（長崎地方法務局）、県等で構成する「長崎県人権啓発活動ネットワーク協議会」や法務局各支局、管内の市町で構成する「地域人権啓発ネットワーク協議会」での連携を強化し、人権教育・啓発活動の効果的な取組を推進します。

## (3) 企業・団体、NPO 等との連携

- ① 企業や人権関係団体、NPO などとの連携を図り、実効ある取組を推進します。
- ② 「長崎県人権教育啓発センター」の機能拡充を進め、センターを中心にした幅広いネットワークづくりを進めます。

## (4) 計画の目標年度

この計画は、2025年度（令和7年度）を目標年度とし、終了後必要に応じた見直しを行います。

### 長崎県人権教育・啓発基本計画（第3次改訂版）の体系

#### 目 標

～温もりと心の豊かさが実感できる人権尊重社会の実現～

#### 人権教育・啓発の推進

- あらゆる場における教育・啓発
- 特定職業従事者に対する人権研修の推進
- 推進環境の整備
- 相談・支援体制の整備

#### 重要課題別の施策の推進

女性、子ども、高齢者、障害のある人、部落差別（同和問題）、外国人、HIV感染者・ハンセン病回復者等、犯罪被害者等、インターネットによる人権侵害、性的少数者、その他の人権問題

#### 推 進 体 制

- 県庁全体で総合的・計画的に推進
- 国、市町との連携
- 企業・団体、NPO等との連携

 **長崎県 県民生活環境部 人権・同和対策課**

〒850-8570 長崎市尾上町3番1号 TEL095-826-2585 FAX095-826-4874

